



発行 東京都

目次

規則

- 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部食品監視課）……………一
- 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部環境保健衛生課）……………三
- 旅館業法施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………三
- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………四
- 理容師法施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………五
- 美容師法施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………五
- 興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………六

告示

- 令和二年度非常勤職員の第一種報酬の額……………（総務局総務部総務課）……………七
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二一件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………七
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………（同）……………一〇
- 特定非営利活動法人の認定……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二一件）……………（同）……………一〇

公告

告示（選）

規則

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………一〇
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………（同）……………二
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………（水道局）……………三

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十三号

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（昭和六十一年東京都規則第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「有する者」の下に「（高知県知事が与えたふぐの処理に関する免許を有する者にあつては、令和二年三月以前に行われた試験に合格したものに限る。）」を加える。

第七条第二項第一号中「同じ。」の下に「。ただし、旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、当該旧姓又は通称名を確認できる戸籍謄本、戸籍抄本、改製原戸籍若しくは除籍謄本又は住民票の写し（以下「戸籍謄本等」という。）を添付すること。」を加え、同項第二号中「写真」の下に「。ただし、旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、当該旧姓又は通称名を確認できる戸籍謄本等を添付すること。」を加える。

第八条第二号を次のように改める。

二 申請の原因となる事実を確認できる戸籍謄本等

第十三条の二第一号中「戸籍謄本」の下に「又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し（以下単に「法定相続情報一覧図の写し」という。）を加える。

第十八条の二第一号中「戸籍謄本」の下に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別表第一備考三を次のように改める。

- 三 有明海とは、次に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海面のうち、長崎県及び佐賀県の県境から熊本県及び福岡県の県境に至る直線より南側の海面をいう。
- (一) 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線
- (二) 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線
- (三) 熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線
- (四) 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線

別記第四号様式中「四」を削る。

別記第五号様式中

| | | | | | |
|----------|----|------|----|----|------|
| 「ふりがな」氏名 | 住所 | 免許番号 | 氏名 | 住所 | 免許番号 |
| | | | | | |

を

| | | |
|----------------------|----|------|
| 「ふりがな」氏名 (旧姓・通称名) | 住所 | 免許番号 |
| | | |

に改める。

別記第六号様式中

「氏名」
氏名 年 月 日生
「氏名」
氏名 年 月 日生

| | | |
|---------|-------|---------|
| 「処分年月日」 | 年 月 日 | 「処分の理由」 |
| | | |

「4 旧姓・通称名併記の希望の有無(該当する項目に、○を付けてください。)

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 該 | 当 | あ | る | ・ | な | い |
|---|---|---|---|---|---|---|

「4 調理師免許証の写し」や

「4 調理師免許証の写し

5 旧姓又は通称名の併記を希望する場合、当該旧姓又は通称名を確認できる戸籍謄本等に改

める。

別記第七号様式(裏中「四」)を削る。

別記第八号様式中

| | | | |
|----------|------|----|------|
| 「ふりがな」氏名 | 生年月日 | 氏名 | 生年月日 |
| | | | |

を

| | | |
|----------|-----------------------|---------------|
| 「ふりがな」氏名 | 併記された旧姓・通称名(「ふりがな」氏名) | 併記を希望する旧姓・通称名 |
| | あり() | あり() |
| | なし | なし |

「戸籍抄本又は記載事項証明書(外国

人)にあつては、申請の原因となる事実を確認できる書類)」や「申請の原因となる事実を確認できる戸籍謄本等」に改める。

別記第十一号様式中

| | |
|---------|---------------|
| 「営業の種類」 | 1 飲食店営業 |
| | 2 魚介類販売業 |
| | 3 魚介類製成品製造業 |
| | 4 魚肉練り製品製造業 |
| | 5 そうざい半製品等製造業 |
| | 6 魚介田舎給食業 |
| | 7 魚介田舎給食業 |
| | 8 魚介田舎給食業 |
| | 9 その他() |

を

に改める。

別記第十二号様式及び第十九号の二様式中「戸籍謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条第一号、別表第一備考三並びに別記第四号様式及び別記第七号様式(裏)の改

正規定並びに次項の規定 公布の日

二 第七条第二項第一号及び第二号、第八条第二号並びに別記第五号様式表、第六号様式及び第八号様式の改正規定並びに附則第四項の規定 令和三年一月一日

三 別記第十一号様式の改正規定及び附則第五項の規定 令和三年六月一日
(経過措置)

2 別記第四号様式及び第七号様式(裏)の改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則別記第四号様式及び第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則別記第十二号様式及び第十九号の二様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

4 別記第五号様式表、第六号様式及び第八号様式の改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則別記第五号様式、第六号様式及び第八号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

5 別記第十一号様式の改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則別記第十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十四号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則(昭和三十九年東京都規則第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項に次の一号を加える。

六 規則第一条ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受け

たことを証する旨を記載した書類

本則に次の一条を加える。

(委任)

第十一条 この規則に規定するもののほか、この規則の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

別記第一号様式中「(5) 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し」を

「(5) 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し

(6) 公衆浴場法施行規則第一条ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類」に改める。

別記第二号様式表及び別記第三号様式表中「書」を「東京都

公衆浴場法施行規則」に改める。

別記第五号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別記第十一号様式中「図」を「東京都知事 図」に改める。

附 則

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の公衆浴場法施行細則別記第一号様式から別記第三号様式まで、別記第五号様式及び別記第十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十五号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和三十二年東京都規則第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項に次の一号を加える。

五 規則第一条第一項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類

本則に次の一条を加える。

(委任)

第十条 この規則に規定するもののほか、この規則の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

別記第一号様式中

〔5〕 旅館業法施行規則第1条第2項に規定する書類」や

〔5〕 旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類

〔6〕 旅館業法施行規則第1条第2項に規定する書類

める。

別記第二号様式(表)及び別記第三号様式(表)中「**印**」を「東京都知事

知事」に改める。

別記第六号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別記第七号様式(表)、別記第七号様式の二(表)及び別記第八号様式(表)中「**印**」を「東京都知事

印」に改める。

附 則

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の旅館業法施行細則別記第一号様式から別記第三号様式まで及び別記第六号様式から別記第八号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができぬ。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十六号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和五十年東京都規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

別記第五号様式中

〔2〕 他にクリーニング所を開設しているときは、その名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類

〔2〕 他にクリーニング所を開設しているときは、その名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類

〔3〕 クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類

改める。

別記第六号様式中

〔2〕 他に無店舗取次店を営んでいるときは、その名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

〔2〕 他に無店舗取次店を営んでいるときは、その名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

〔3〕 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類

改める。

別記第九号様式及び第九号様式の二中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別記第十一号様式及び第十一号様式の二中「**別記第十一号様式及び第十一号様式の二中**」を「東京都知事」に改める。

附則

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のクリーニング業法施行細則別記第五号様式、第六号様式、第九号様式、第九号様式の二、第十一号様式及び第十一号様式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

理容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月十四日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第九十七号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則(昭和三十三年東京都規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

「5 同一の場所で美容所開設の届出が提出されている場合又は本書と同時に届出を行う場合は、美容所開設の届出に記載の施術者が理容師であり、かつ美容師であることを証する書類」

「5 同一の場所で美容所開設の届出が提出されている場合又は本書と同時に届出を行う場合は、美容所開設の届出に記載の施術者が理容師であり、かつ美容師であることを証する書類」

6 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類

改める。

別記第二号様式及び第二号様式の四中「照合印」を「照合」に改める。

別記第三号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別記第四号様式中「**別記第四号様式中**」を「東京都知事」に改める。

附則

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の理容師法施行細則別記第一号様式、第二号様式及び第二号様式の四から第四号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月十四日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第九十八号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則(昭和三十三年東京都規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

「5 同一の場所で理容所開設の届出が提出されている場合又は本書と同時に届出を行う場合は、理容所開設の届出に記載の施術者が理容師であり、かつ美容師であることを証する書類」

「5 同一の場所で理容所開設の届出が提出されている場合又は本書と同時に届出を行う場合は、理容所開設の届出に記載の施術者が理容師であり、かつ美容師であることを証する書類」

6 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類

改める。

別記第二号様式及び第二号様式の四中「図①」を「図②」に改める。
別記第三号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別記第四号様式中「**図**」を「東京都知事 **図**」に改める。

附則

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の美容師法施行細則別記第一号様式、第二号様式及び第二号様式の四から第四号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十九号

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

正する規則

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則（昭和五十九年東京都規則第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、興行場の営業者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、第三号及び第五号に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
第二条第二項ただし書中「当該」を「第一号から第五号までの」に改め、同項に次の一号を加える。

六 前項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたこと

を証する旨を記載した書類

第三条第二項第一号中「戸籍謄本」の下に「又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第18号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

本則に次の一条を加える。

(委任)

第十条 この規則に規定するもののほか、この規則の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

別記第一号様式中

「(5) 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面」を

「(5) 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面

(6) 興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則第2条第1項に
ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類
」
に改める。

別記第二号様式(表)及び第三号様式(表)中「**図**」を「東京都知事 **図**」に改める。

別記第四号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附則

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則別記第一号様式から第四号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第千四百九十七号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定に基づき、令和二年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和二年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

| 局名 | 職名 | 報酬区分 | 報酬額 |
|-----|-------------------|------|-------------|
| 総務局 | 総務局アシスタント職員（特殊業務） | 時間額 | （日勤） 1,300円 |
| | | | （夜勤） 1,630円 |

附則

この告示は、令和二年十二月十五日から施行する。

●東京都告示第千四百九十八号

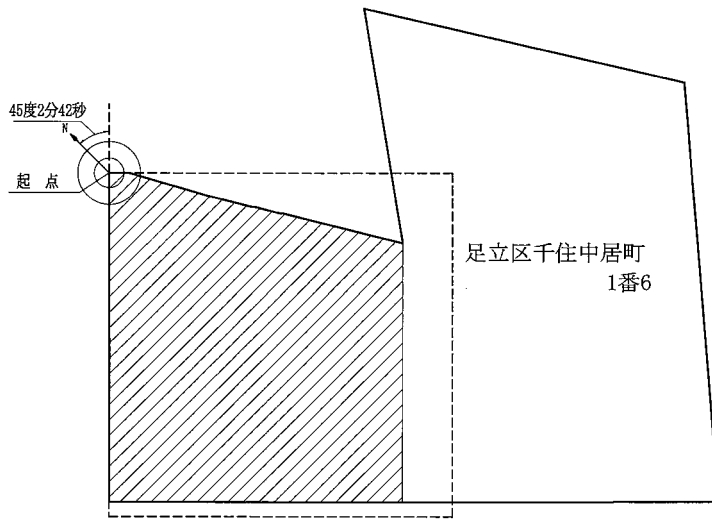
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区千住中居町地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 調査対象地
- : 筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、足立区千住中居町1番6の最北端とする。

【格子の回転角度(45度2分42秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百九十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十二月十四日

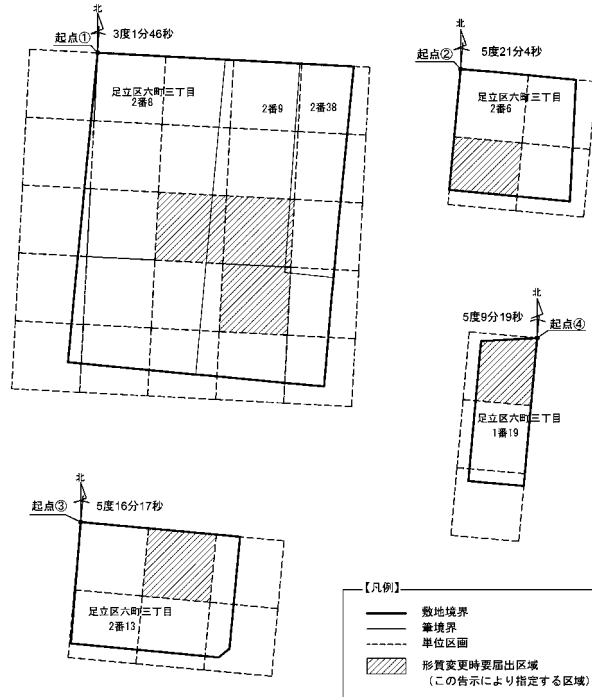
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図一及び二のとおり（足立区六町三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図1



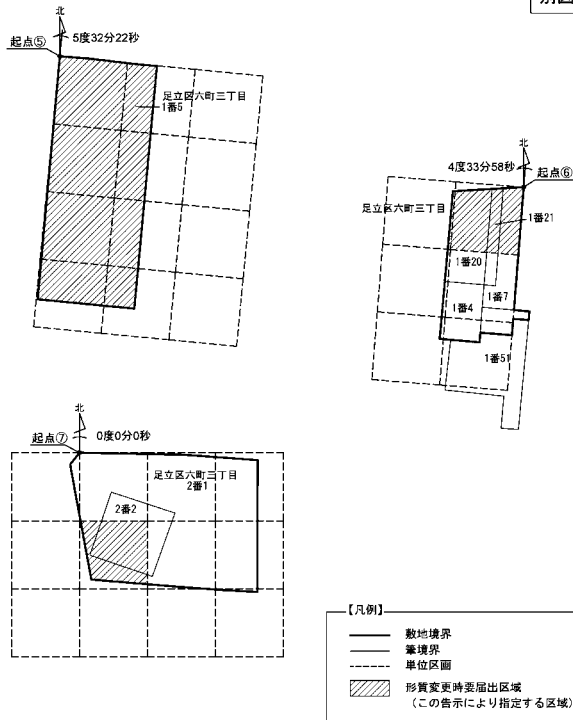
- 【起点】
- ① 起点①は、足立区六町三丁目2番8の最北端とする。
 - ② 起点②は、足立区六町三丁目2番6の最北端とする。
 - ③ 起点③は、足立区六町三丁目2番13の最北端とする。
 - ④ 起点④は、足立区六町三丁目1番19の最北端とする。

【格子の回転角度】

| | |
|---|----------|
| ① | 3度1分46秒 |
| ② | 5度21分4秒 |
| ③ | 5度16分17秒 |
| ④ | 5度9分19秒 |

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

別図2



- 【起点】
- ⑤ 起点⑤は、足立区六町三丁目1番5の最北端とする。
 - ⑦ 起点⑦は、足立区六町三丁目2番1の最北端とする。

【格子の回転角度】

| | |
|---|----------|
| ⑤ | 5度32分22秒 |
| ⑦ | 0度0分0秒 |

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百六十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和二年十二月十四日

東京都選挙管理委員会

施設の名 称 所 在 地

介護老人保健施設国立あ 国立市青柳三丁目二番地の四
おやぎ苑みのわ通り
介護老人保健施設葵の園 羽村市栄町三丁目三番地十
・羽村

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和二年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

二 特定非営利活動法人リブ・フォー・ライフ美奈子基金
代表者の氏名

田村 和子、相良 興邦、橋本 巖、道下 勝男、皇
達也、跡部 浩一、松永 明憲、石本 勝己

三 主たる事務所の所在地
東京都渋谷区広尾五丁目二十四番三号 ハイシティ広
尾I-301

四 その他の事務所の所在地
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目五番二十八号 サウ
スレジデンス丸の内3E

五 認定の有効期間

令和二年十月十六日から令和七年十月十五日まで

一 名称

特定非営利活動法人二十一世紀構想研究会

二 代表者の氏名

馬場 錬成

三 主たる事務所の所在地

東京都港区西麻布一丁目二番二十三号 脇ビル三階三
〇一号

四 認定の有効期間

令和二年十一月十日から令和七年十一月九日まで

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団
体)にあっては団体名及びその代表者の氏名(二)住所(団
体)にあっては所在地(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和二年十二月十四日から四月以内に東京都産業
労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)に到着するように提出してください。

令和二年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 立川T Mビル

二 店舗所在地 立川市曙町二丁目三十九番三号

三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社ほか
一名

四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号ほ
か

五 変更前の小売業者
の氏名又は名称 株式会社高島屋ほか三名

六 変更後の小売業者
の氏名又は名称 株式会社高島屋ほか二十三名

七 変更を行った小売
業者の氏名又は名
称 株式会社高島屋ほか一名

八 変更前の小売業者
の代表者名 木本 茂(株式会社高島屋)ほか

九 変更後の小売業者
の代表者名 村田 善郎(株式会社高島屋)ほ
か

十 変更日 令和二年九月四日ほか

十一 届出日 令和二年十一月十六日

| | | |
|--|---|--|
| <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 令和二年十二月十四日から令和三年四月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> | <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年十二月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>令和二年十二月十四日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 nonowa国立WEST</p> <p>二 店舗所在地 国立市北一丁目十四番地の一</p> | |
| <p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p> <p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗西側 三十二台</p> <p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗西側 十四台</p> <p>七 変更日 令和三年七月二十日</p> <p>八 届出日 令和二年十一月十九日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和二年十二月十四日から令和三年四月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> | <p>一 店舗名 蒲田東急プラザ、蒲田駅ビル東館、蒲田駅ビル西館</p> <p>二 店舗所在地 大田区西蒲田七丁目六十九番一号ほか</p> <p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか二名</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか</p> <p>五 変更前の荷さばき 店舗南側ほか 七百二十一平方メートル</p> <p>六 変更後の荷さばき 店舗南側ほか 六百二平方メートル</p> <p>七 変更前の廃棄物等 店舗南側ほか 百五十三・七六立</p> | |
| <p>の保管施設の位置 方メートル及び容量</p> <p>八 変更後の廃棄物等の保管施設の位置 店舗南側ほか 百二十二立方メートル</p> <p>九 変更日 令和三年七月二十八日</p> <p>十 届出日 令和二年十一月二十四日</p> <p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十二 縦覧期間 令和二年十二月十四日から令和三年四月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> | <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>令和二年十二月十四日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 アスタ</p> <p>二 店舗所在地 西東京市田無町二丁目一番一号</p> <p>三 設置者名 株式会社アスタ西東京ほか四十七名</p> <p>四 意見</p> | |

ア 聴取者 西東京市長
イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和二年十一月六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和二年十二月十四日から令和三年一月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二

第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を

次のとおり指定した。

令和二年十二月十四日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日

一〇一五 ミズマー 立川 佳庸 千葉県八千代市緑が丘 令和二年十一月二日

九 ルワイ 西七丁目十番地三 十八日

一〇一六 株式会社 吉岡 壽人 葛飾区水元 同日
○ 優造園 三丁目十七番十三号

一〇一六 富士工業 佐藤 雅信 渋谷区恵比寿西一丁目九番十三号 同日

一〇一六 株式会社 森 智三 武蔵村山市 同日

二 齊藤工事 八番地の五

一〇一六 江口設備 江口 涼平 東大和市狭山二丁目千二百四十五番地の八 同日

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001

